

青森県報

第四千三百二十五号

平成二十九年
七月十八日
(火曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(高年齢福祉保険課) ……一
 - 特定行為業務の登録……………(同) ……一
 - 右 同……………(障害福祉課) ……二
 - 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(同) ……二
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) ……二
 - 中小・中堅企業賃上げ・一時金要求・妥結調査の実施……………(労政・能力開発課) ……二
 - 公 告
 - 建設業者の許可の取消し……………(東青地域民局) ……三
 - 右 同……………(同) ……三
- 選挙管理委員会
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(事務局) ……三
 - 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……四
 - 政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出……………(同) ……四

告

示

青森県告示第五百四十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十九年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業を行う事業所		指 年 月 日 定
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社ポールハールト	平川市柏木町東四の六	竹村生活相談所	平川市柏木町東四の六	平成 二九・七・一五

青森県告示第五百四十一号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十九年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住 所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇三〇〇一 一八四	平成 二九・七・七	津軽保健 生活協同 組合	弘前市大 町二の五 丁目二	津軽保健 生活協同 組合ヘル スケア じさい	弘前市大 町外瀬 字豊田の 九四の一	平成 二九・七・七	訪問介護

県内全域の従業員三百人未満の民間企業等の労働組合
三 報告を求める事項及びその基準となる期日

1 報告を求める事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 従業員数、業種、所定内給与額
- (二) 賃上げ・一時金要求の有無
- (三) 賃上げ・一時金の要求日、要求額
- (四) 賃上げ・一時金の妥結日、妥結額
- (五) 一時金の妥結時期

2 報告を求める基準となる期日は、調査実施年の要求・妥結時期とする。
四 報告を求める者

平成二十八年度の労働組合基礎調査で把握している従業員数三百人未満の民間企業等労働組合百六十七組合とする。

五 報告を求めるために用いる方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。
六 報告を求める期間

平成二十九年七月十八日から同年八月十日までとする。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 梓屋直建

二 氏名 工藤直也

三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字郷山前字上野五六の五

四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第一〇〇七六二号

五 取消年月日 平成二十九年七月四日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
平成二十九年五月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 タナベエンジニア

二 氏名 田邊正行

三 主たる営業所の所在地 青森市幸畑三丁目一七の一

四 許可番号 青森県知事許可（般―二六）第一〇〇七三〇号

五 取消年月日 平成二十九年七月四日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年五月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次

の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年七月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 月 日 動
自由民主党平内町支部 (工藤 眞一)	主たる事務所の所在地	東津軽郡平内町大字松野木字家岸六七	東津軽郡平内町大字小豆沢字水ヶ沢四六九	平成 二九・五・三〇
代表者	代表者	工藤 眞一	倉内 清一	
会計責任者	代表者	田中大	工藤 眞一	
自由民主党青森県弘前市・中津軽郡第二支部 (岡元 行人)	主たる事務所の所在地	弘前市大字浜の一町東三丁目三の五	弘前市大字石渡四丁目一四の五	二九・六・一
代表者	代表者	岡本 幸治	佐藤 金一	
会計責任者	代表者	成田 正人	岡本 幸治	二九・五・二七

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 月 日 動
青森県土地家屋調査士政治連盟 (柿崎 一志)	代表者	柿崎 一志	佐藤 勝幸	平成 二九・五・二九

青森県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、

次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年七月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
小野俊逸後援会	新岡 京一	平成二九・五・三三
森清会	小野 俊逸	二九・五・三三
森内勇外ヶ浜町後援会	鈴木 幸康	二九・六・五

青森県選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年七月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
小野 俊逸	森清会	平成二九・五・三三

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
----------------------------------	---	--------------------------------